

## 振動規制法に基づく特定施設一覧

(振動規制法第二条第一項施行令別表第一)

- 一 イ 液圧プレス 矯正プレスを除く。
- ロ 機械プレス
- ハ せん断機 原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。
- ニ 鍛造機
- ホ ワイヤフォーミングマシン 原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。
- 二 圧縮機 原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
- 三 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
- 四 織機 原動機を用いるものに限る。
- 五 コンクリートブロックマシン並びにコンクリートブロック管製造機械及びコンクリート柱製造機械 原動機の定格出力の合計が、コンクリートブロックマシンにあつては、2.95キロワット以上、コンクリート管・柱製造機械にあつては、10キロワット以上のものに限る。
- 六 木材加工機械
  - イ ドラムバーカー
  - ロ チッパー 原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
- 七 印刷機械 原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
- 八 ゴム錬用又は合成樹脂錬用のロール機 カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。
- 九 合成樹脂用射出成形機
- 十 鋳造型機 ジョルト式のものに限る。